

## 2025 仙台市職員ガイド及びポスター制作業務仕様書

### 1 業務名

2025 仙台市職員ガイド及びポスター制作業務

### 2 業務目的

仙台市役所で働くことのやりがいや魅力等を盛り込んだ職員ガイド及びポスターを制作することで、仙台市職員として働くことのイメージアップを図るもの。

### 3 業務内容

#### (1) 職員ガイド及びポスターの制作

##### ① 職員ガイド

ア 職員ガイドの規格等は、下記のとおりとする。

- a A5版、カラー刷り、40ページ程度の構成とする。
- b 発行部数は、9,000部とする。

イ 職員ガイドには、次に示す情報を掲載すること。それ以外の情報については発注者と受注者で協議の上、掲載の可否を決定すること。

- a 表紙・裏表紙
- b 仙台市の指針

※ 仙台市基本計画、仙台市人材育成基本方針（目指す職員像）等

##### c 特集記事

##### i) 仙台市の事業紹介

※ 仙台市の事業の中から、2つ以上の事業を特集記事として掲載すること。

ただし、そのうち1つは「海浜エリア活性化事業」を取り上げることとする。

##### ii) 職員のワーク・ライフ・バランス（2名以上）

##### iii) 職員のキャリアモデルの紹介（2名以上）

##### d 仙台市の魅力（観光面や居住環境面からのアプローチ）

##### e 仙台市の組織紹介に関する企画及びデザイン

※ 単なる組織一覧ではなく、庁舎マップを使用する等、本市の組織体系が視覚的にイメージしやすいデザインとする。

##### f 職種紹介に関する企画及びデザイン

※ 1職種につき、1ページ使用（事務職については2ページ）し、職種ごとに職員に直接取材を行うこと。なお、掲載職種は21職種（事務・情報・福祉・衛生・土木・建築・機械・電気・化学・造園・獣医師・心理・保健師・文化財主事・学校事務・保育士・栄養士・動物飼育員・消防士・看護師・高速鉄道運輸職員）とする。

##### g その他（勤務条件、休暇制度、研修制度、本庁舎建て替え事業等）

##### ② ポスター

ア ポスターは横方向のデザインとし、採用試験情報（試験名、実施予定日等）を掲載するものとし、ないものの2種類を制作すること。

イ ポスターにはキャッチコピーを掲載すること。

ウ ポスターの仕様は、以下のとおりとする。

- a サイズはA0版、B2版、B3版の3種類とする。いずれも、片面、カラー刷りとし、壁

面等への貼り出しにおいても耐えうる十分な質と厚さのものとする。

b 発行枚数はサイズごとに以下のとおりとする。

A 0 版…10 部 B 2 版…50 部 B 3 版…350 部

(うち、B 3 版は 300 部を四つ折りにして納品)

c 来庁者や通行人の目を引き、職員の魅力発信に広く寄与するデザイン・構成のものとする。

(2) ホームページ掲載用のデータファイルの作成

① 規格等

ファイル形式は「PDF」とする。

② 内容

ア 職員ガイドと同内容の記事を、仙台市ホームページ「職員採用試験情報」に掲載するための電子データを作成する。また、ファイル内の検索が可能なように、テキスト埋め込み等の処置をするものとする。

イ ホームページ用バナー画像 (PNG 又は JPEG 形式) を複数種類作成する。

※ サイズ等については、11 月を目途に別途発注者より指示する。

#### 4 委託期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

#### 5 業務遂行上の留意点

(1) 届出及び報告

受注者は、下記の事由が発生した場合には、速やかに発注者に届出又は報告を行い、発注者の指示に従うこと。

- ・業務履行体制の変更を行う場合
- ・業務履行に際して事故が発生した場合
- ・発注者から届出又は報告を求められた場合

(2) 注意義務

受注者は、本業務遂行上、第三者へ損害を及ぼす恐れがある場合には、受注者の責任において損害の発生を防止するとともに、実際に損害を与えた場合には、受注者の責任及び負担において賠償すること。

#### 6 著作権に関する事項

(1) 受注者及び発注者以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、予め著作権を有する者へ使用の確認及び加工の可否等について書面で確認を行うこととし、その費用は全て委託料の中で賄うこと。

(2) 本業務により制作された全ての成果物に係る著作権法第 21 条から第 28 条までに定める権利は、成果物の引き渡し時に受注者から仙台市に移譲するものとし、その対価は契約金額に含まれるものとする。

(3) 受注者は、成果物について、発注者及び発注者が指定する第三者に対し、著作者人格権を行使しないことを予め承諾する。

(4) 著作権や著作者人格権に関して係争等が発生した場合は、受注者の費用により受注者が対応すること。

## 7 その他

契約書及び本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合については、発注者と受注者は協議してこれを定める。